平成２３年（フ）第１０４６号
千葉市中央区葛城２丁目16番23号　ラブリーローズ106号
債務者　加藤　宏章
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０４９号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区23棟103号
債務者　吉田　浩治
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０５４号
千葉県市川市曽谷４丁目10番28号
債務者　亀山　京子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０６６号
千葉県習志野市袖ケ浦１丁目19番５号金子方
債務者　廣瀬　忠義
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０７４号
千葉市花見川区花見川２番12棟303号
債務者　中田　廣義
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０７５号
千葉市花見川区花見川２番12棟303号
債務者　中田　秀子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０８７号
千葉県船橋市三山３丁目39番１号　ヒルトップ三山101号
債務者　鎌野　　毅
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０８９号
千葉市中央区神明町26番地の３　市街地住宅413号
債務者　坊野奈緒美
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９８号
千葉県市原市今津朝山642番地１　フラワーハイツＡ205
債務者　堀之内とき子（旧姓切替）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１０５号
千葉県習志野市本大久保５丁目５番23―407号
債務者　杉山　義嗣
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１０６号
千葉県習志野市本大久保５丁目５番23―407号
債務者　杉山美恵子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１３３号
千葉市緑区あすみが丘東４丁目９番地３　ジェンティーレＦ棟201号
債務者　深山　和善
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２１４７号
名古屋市西区城西２丁目13番８号　ウィル城西207号
債務者　石鉢　春樹
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１６３号
名古屋市南区北頭町３丁目12番地　北頭住宅211号
債務者　柳元　信秀
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１８７号
名古屋市中村区岩塚本通２丁目22番地　ラ・アペイサント502号
債務者　金島善和こと　李　　善和
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７５号
兵庫県姫路市別所町別所486番３　みやび荘７号室、住民票上の住所兵庫県姫路市花田町一本松279番地10
債務者　堺　　正己
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５７８号
兵庫県高砂市松陽１丁目３番29号
債務者　藤田　優香
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部